

2023年（令和5年）度 府民協働型インフラ保全事業 — 1次募集分 —

応募要領

募集期間及び提案方法

募集期間	1次募集：2023年（令和5年）4月1日（土）～5月31日（水）※当日消印有効 2次募集：2023年9月頃（予定※） （※2次募集の時期や要領は確定し次第、ホームページ等でお知らせします）
提案方法	① 京都府ホームページの電子申請提案フォームから提案 ② 来庁、郵送、FAXによる提案 ※郵送による提案書類及びFAXによる提案の別途郵送書類（位置図、写真）は5月31日（水）消印までを有効とします。
提出先	提案窓口一覧の最寄りの施設に提出 ・道路、河川等に関する提案 … 京都府の各土木事務所 ・信号機等に関する提案 … 最寄りの警察署 ・その他の提案 … 最寄りの各広域振興局など

京 都 府

京都府が管理する道路や河川、建物等のインフラにおいて、府民の皆さまが日頃から感じておられる身近な改善箇所を公募し、地域や市町村からの要望とともに、事業箇所を決定する府民協働型の公共事業です。

これにより、府民の皆さまの自らの地域を良くしようとする気持ちや、全国的な課題でもあるインフラの老朽化に対する関心を高めていただくとともに、地域に密着した身近な安心・安全の向上やインフラの長寿命化を図り、皆さまとの協働によるインフラ保全を推進します。

生活者・利用者の視点から身近な提案をお願いします。
※ただし、予算の関係上、対応できないことはありますので、
ご理解いただきますようお願いいたします。

1 安心・安全整備

(1) 対象となる施設

次の京都府が管理する道路や河川・港湾、交通安全施設、建物などが対象。

道 路	京都府が管理している国道及び府道 ※対象外：国等が管理する高速道路、国道1号、9号、24号、27号、163号の一部、171号、478号、市町村道など ※京都市内の国道・府道は、国又は京都市が管理しており、対象外（一部管理協定区間を除く）
河川・港湾など	京都府が管理している一級河川及び二級河川、港湾施設など ※対象外：国が管理する一級河川の区間（淀川、桂川の一部、木津川、宇治川、由良川の一部等）、市町村が管理する河川や水路
交通関係	府内の交通安全施設（信号機、横断歩道など）
その他	府が管理している建物、施設（府立高校、府立病院、公園、植物園など）

※ 京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/>）から検索できます。

(2) 対象となる工事

提案箇所の地域にお住まいの方、もしくは勤務先や通学先（PTA等学校関係の方）、通院先等がある方の身近な安心・安全につながる小規模な工事（用地買収を含む提案は対象外）。

＜対象工事の具体例＞

道 路	歩道の段差解消、ガードレールや転落防止柵の設置、道路側溝の整備など
河川・港湾など	流れを阻害する立木の伐採、堆積著しい土砂の浚渫、崩れた護岸の改良など
交通関係	信号機の新設、改良、横断歩道の補修、設置など
その他	府管理施設のバリアフリー化など

＜対象外工事の例＞

京都府管理施設でないもの	・国や市町村、取水権利者等の管理施設に関する工事は対象外
安心・安全につながらないもの	・利便性向上や公共性のないものは対象外
公共性がないもの	・特定の個人や団体等の利益に限られる工事は対象外 ・公共事業としての必要性が低い工事は対象外
本年度内に完成できないもの（調査・設計・地元調整等の期間を含む）	・工事期間が概ね半年以上となるような <u>大規模な工事や建物の新築、大規模な改築工事は対象外</u> ・関係機関との調整などが本年度内に整わないことが明確なもの（採択後であっても、調整が本年度内に整わなければ、原則実施不可となりますのでご注意ください。）
早期の対策を要しないもの	・河川で土砂堆積が少なく早期の浚渫が必要ないものは対象外（※『過去5年間に水防団待機水位以上の出水履歴（水防団待機水位設定のない河川は最近傍の設定河川の履歴）があり、京都府の河川維持管理計画・河道流下断面確保の規定を満たす浚渫』でないもの）
実施が適切でないもの	・関係法令や構造基準、技術基準と適合しないものは対象外

※ 用地買収を伴う提案は、本事業では実施不可となりますのでご注意ください。

(3) 対象工事例 (イメージ)

道路側溝の整備



道路側溝に蓋がないため歩行空間が狭小⇒蓋付きの道路側溝にし、歩行空間を確保しました！

ガードレールの設置



車両等が川の方に転落しそうで危険

⇒

ガードレールを設置し、安全を確保しました！

歩行者の安全確保



多くの歩行者と車両が錯綜する箇所危険 ⇒ カラー舗装と外側線で歩行空間を明示しました！

樹木の伐採



樹木が川の流れを阻害しており危険 ⇒ 阻害していた樹木を伐採しました！

浚渫（しゅんせつ）



土砂が川の流れを阻害しており危険 ⇒ 阻害していた土砂を撤去しました！

護岸の改良



既設護岸が崩れており危険 ⇒ コンクリートブロックで改良しました！

2 インフラ長寿命化対策

インフラの老朽化や劣化に関する皆様の気づきを募集します。皆様から教えていただいた箇所は、現地を確認したうえで、必要に応じて調査・修繕を実施し、インフラの適正な維持管理につなげます。なお、調査の結果、経過観察とする場合もあります。対象外工事の例については、安心安全整備と同様です。

※過去にインフラ長寿命化対策の提案書を提出され、「経過観察」の通知を受け取られた案件については、引き続き施設管理者において点検し、劣化が進行した場合、修繕するため、再提案の必要はありません。

(1) 対象となる施設

次の京都府が管理する道路や河川・港湾、交通安全施設などが対象。

道路	京都府が管理している国道及び府道 ※対象外：国等が管理する高速道路、国道1号、9号、24号、27号、163号の一部、171号、478号、市町村道など ※京都市内の国道・府道は、国又は京都市が管理しており、対象外（一部管理協定区間を除く）
河川・港湾など	京都府が管理している一級河川及び二級河川、港湾施設など ※対象外：国が管理する一級河川の区間（淀川、桂川の一部、木津川、宇治川、由良川の一部等）、市町村が管理する河川や水路
交通関係	府内の交通安全施設（信号機、横断歩道・一時停止（止まれ）等の道路標識・道路標示）
その他	府が管理している施設（公園、砂防、急傾斜施設など）

※ 京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/>）から検索できます。

(2) 老朽化・劣化事例

橋



柵が錆びている



歩道橋が錆びている



歩道橋のパネルが壊れている



土砂が溜まっている



区画線が確認できない



舗装がひび割れしている

舗 装



□舗装の一部に穴が開いている



□舗装が波打っている



□舗装がひび割れしている

河 川



□護岸が崩れかけている



□護岸が崩れかけている



□構造物が一部壊れている

の り 面 (斜 面)



□落石を止める網や柵が壊れている



□のり面が崩れている



□のり面にひび割れがある

港 湾



□歩道舗装が沈んでいる



□施設が壊れている



□舗装が沈んでいる

公 園



□園路に段差ができている



□木製施設が腐っている



□遊具の塗装が錆びて、
ささくれができている

そ の 他



□標識柱の根元が錆びている



□構造物が壊れている

交通安全施設

□信号柱・標識柱の根元が錆びている

□標識板・文字板が古くなっている

□路面の標示が薄くなっている

3 対象外工事一例（不採択事例）

カーブミラー補修



駐車場（民地）から府道に出るカーブミラーは京都府の管理施設ではない
 →第1段階チェックで、
 ①国や市町村等が管理する施設に関する工事に該当するため、不採択

防犯灯設置



防犯灯は市町村が管理する施設のため、不採択
※照明設置を提案される場合は、なるべく事前にご相談ください

浚渫（しゅんせつ）



土砂堆積が著しいとは認められない
 →第1段階チェックで、
 ④危険な状況にない箇所や効果が一時的なもの、利便性向上、環境整備に関する工事に該当するため、不採択

護岸新設



護岸に変状は見られず、健全で安定しており、特に危険な状況にない
 →第1段階チェックで、
 ④危険な状況にない箇所や効果が一時的なもの、利便性向上、環境整備に関する工事に該当するため、不採択

取水施設



取水施設は京都府の管理施設ではない
 →第1段階チェックで、
 ①国や市町村等が管理する施設に関する工事に該当するため、不採択

清掃

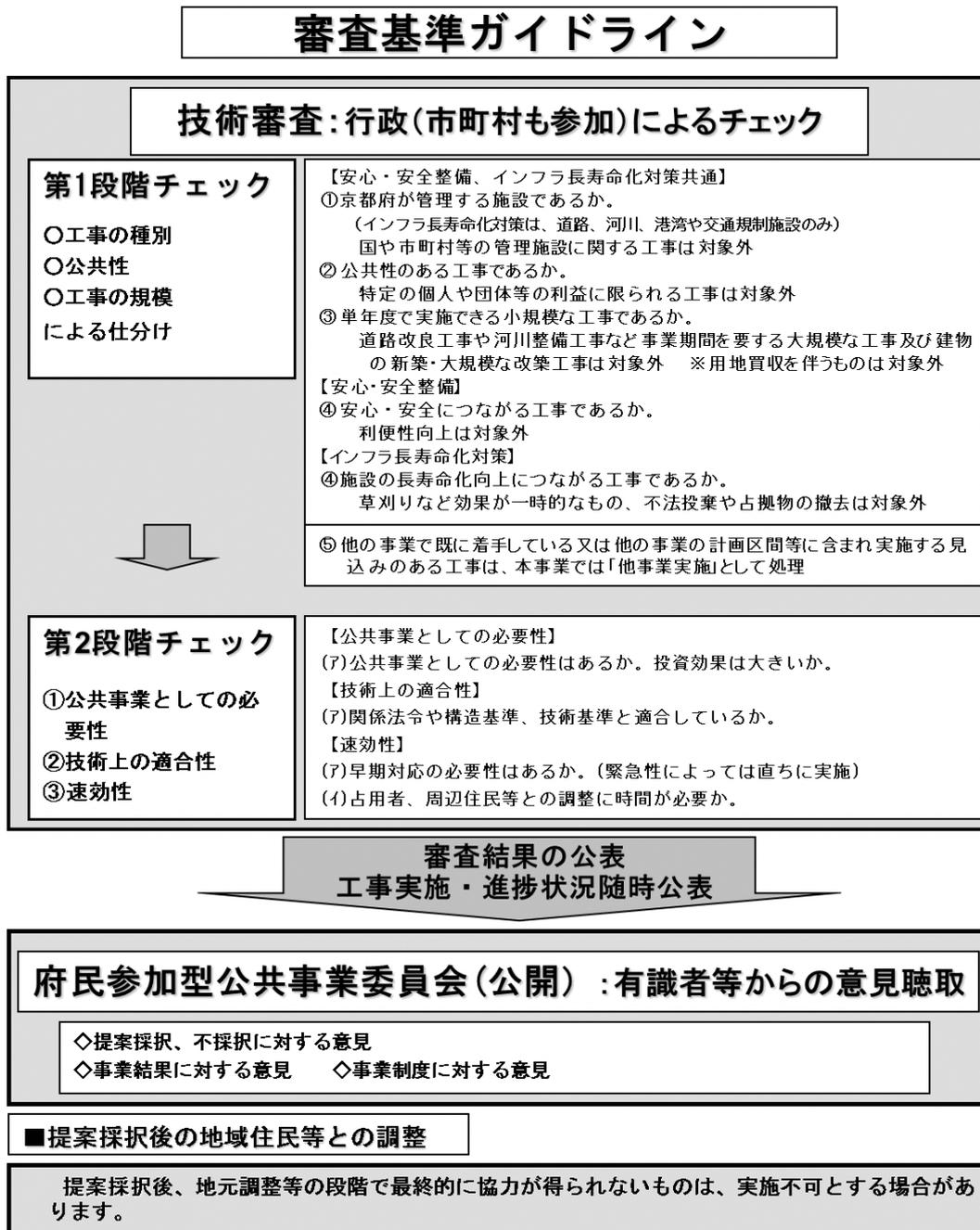


環境整備に該当する
 →第1段階チェックで、
 ④危険な状況にない箇所や効果が一時的なもの、利便性向上、環境整備に関する工事に該当するため、不採択

4 提案いただいた箇所の工事実施まで

(1) 提案の審査

いただいた提案は、工事担当課において『審査基準ガイドライン』に基づき技術審査を行います。



(2) 結果及び進捗状況の公表 (<http://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/>)

審査結果については、原則令和5年7月28日までにホームページで公表し、提案者へ郵送またはメールにてお知らせします。なお、不採択または一部実施となった場合、希望者には電話等で説明いたします。

また、工事等の進捗状況を7、10、1、4月上旬にホームページで公表します。

(3) 府民参加型公共事業委員会

技術審査結果及び実施した工事の成果については、有識者を交えた「府民参加型公共事業委員会」で意見を聴取し、次年度以降における事業の改善検討に活用する予定です。

5 個人情報の取扱などについて

- ・提出いただいた提案書は、受付窓口から工事担当課へ引継ぎ、工事担当課から内容の確認等のご連絡をさせていただく場合があります。
- ・個人情報は非公表とし、本事業の目的以外での個人情報の利用はいたしません。

6 道路や河川・港湾、交通安全施設などの採択について

(1) 採択にあたって

京都府が管理している道路・河川・港湾や交通安全施設などの採択については、京都府公共施設等管理方針の考え方に基づいて公共事業としての必要性などをチェックし、以下のフローに沿って優先順位付けして各募集の予算の範囲内で採択します（1次募集で採択できる予算範囲、2次募集で採択できる予算範囲があります）。

なお、1次募集でご提案いただいた案件で、対象となる工事の要件を満たしていたものの、優先順位付けによって予算の範囲外となった提案については、採択を保留します。

保留した案件については、提案者に通知するとともに、2次募集での他の提案に含めて再度優先順位付けを行いますので、あらためて2次募集で提案する必要はありません。

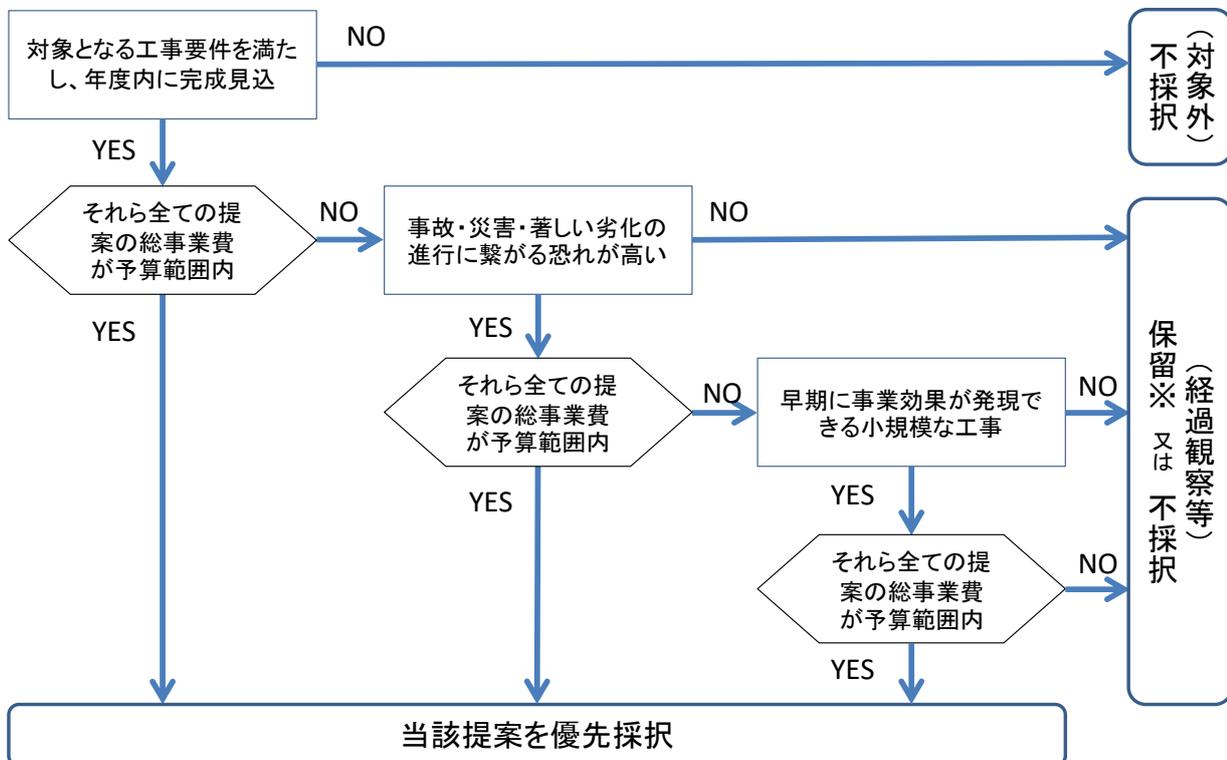
ただし、最終的に2次募集の予算の範囲を超えた場合は不採択となります。

【京都府公共施設等管理方針の基本的な考え方（抜粋）】

老朽化が原因となる事故を未然に防止し、府民生活や経済活動を継続的に維持するとともに、地域創生の取り組みを進めて交流拡大を図るため、社会基盤の適切な整備や維持管理を実施し、府民の安心・安全の確保を図ります。

ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/sisan/news/kanrihousin.html>）

(2) 安心・安全整備及びインフラ長寿命化対策の優先順位付けフロー



※保留は1次募集の提案のみが対象。保留した提案は、2次募集と併せて採否を決定。

()内の「対象外」「経過観察等」はインフラ長寿命化の実施区分

7 受付窓口一覧

※電話による提案は受付できません。

受付窓口		住所	FAX番号	電話番号
【京都市内】				
府民総合案内・相談センター	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入 1号館1階	075-411-5001	075-411-5000
京都土木事務所 企画・総務契約課	606-0821	京都市左京区賀茂今井町10-4	075-701-0104	075-701-0106
【山城地域】				
山城広域振興局総務防災課	611-0021	宇治市宇治若森7-6	0774-21-2106	0774-21-2101
乙訓地域総務総務防災課	617-0006	向日市上植野町馬立8	075-932-4570	075-921-0183
田辺地域総務防災課	610-0331	京田辺市田辺明田1	0774-63-6461	0774-62-0173
木津地域総務防災課	619-0214	木津川市木津上戸18-1	0774-72-8531	0774-72-0051
乙訓土木事務所 企画・総務契約課	617-0006	向日市上植野町馬立8	075-931-2150	075-931-2155
山城北土木事務所 企画調整課	610-0331	京田辺市田辺明田1	0774-65-2649	0774-62-0547
山城南土木事務所 企画・総務契約課	619-0214	木津川市木津上戸18-1	0774-72-0830	0774-72-9685
【南丹地域】				
南丹広域振興局総務防災課	621-0851	亀岡市荒塚町1丁目4-1	0771-24-4683	0771-22-0422
團部地域総務防災課	622-0041	南丹市團部町小山東町藤ノ木21	0771-62-3924	0771-62-0360
南丹土木事務所 企画調整課	622-0041	南丹市團部町小山東町藤ノ木21	0771-62-3494	0771-62-0310
【中丹地域】				
中丹広域振興局総務防災課	625-0036	舞鶴市字浜20番地	0773-63-8495	0773-62-2500
綾部地域総務防災課	623-0012	綾部市川糸町丁島10-2	0773-42-4663	0773-42-0480
福知山地域総務防災課	620-0055	福知山市篠尾新町1丁目91	0773-23-8242	0773-22-3901
中丹東土木事務所 企画調整課	623-0012	綾部市川糸町丁島10-2	0773-42-7546	0773-42-8763
中丹西土木事務所 企画・総務契約課	620-0055	福知山市篠尾新町1丁目91	0773-22-5167	0773-22-5811
【丹後地域】				
丹後広域振興局総務防災課	627-8570	京丹後市峰山町丹波855	0772-62-5894	0772-62-4301
宮津地域総務防災課	626-0044	宮津市字吉原2586-2	0772-22-1794	0772-22-2700
丹後土木事務所 企画調整課	626-0044	宮津市字吉原2586-2	0772-22-3250	0772-22-2143
【信号機等に関するご提案】				
川端警察署	606-8351	京都市左京区岡崎徳成町1	075-451-0024	075-771-0110
上京警察署	602-8386	京都市上京区御前通今小路下る馬喰町692-1		075-465-0110
東山警察署	605-0862	京都市東山区清水四丁目185番6		075-525-0110
中京警察署	604-8804	京都市中京区壬生坊城町48-16		075-823-0110
下京警察署	600-8413	京都市下京区烏丸通高辻上る大政所町682		075-352-0110
下鴨警察署	606-8206	京都市左京区田中馬場町6		075-703-0110
伏見警察署	612-8384	京都市伏見区下鳥羽浄春ヶ前町101		075-602-0110
山科警察署	607-8185	京都市山科区大宅神納町167		075-575-0110
右京警察署	616-8162	京都市右京区太秦蜂岡町31		075-865-0110
南警察署	601-8444	京都市南区西九条森本町39-2		075-682-0110
北警察署	603-8202	京都市北区紫竹東桃ノ本町25~31		075-493-0110
西京警察署	615-8236	京都市西京区山田大吉見町7・8合地		075-391-0110
向日町警察署	617-0006	向日市上植野町上川原5		075-921-0110
宇治警察署	611-0021	宇治市宇治宇文字2-12		0774-21-0110
城陽警察署	610-0121	城陽市寺田庭井25-1		0774-53-0110
八幡警察署	614-8071	八幡市八幡五反田37-8		075-981-0110
田辺警察署	610-0332	京田辺市興戸小毛詰1		0774-63-0110
木津警察署	619-0214	木津川市木津南垣外15		0774-72-0110
亀岡警察署	621-0805	亀岡市安町大池8		0771-24-0110
南丹警察署	622-0014	南丹市團部町上本町南2-5		0771-62-0110
綾部警察署	623-0053	綾部市宮代町宮ノ下6・7・8合地		0773-43-0110
福知山警察署	620-0882	福知山市字堀小字上高田2108-3		0773-22-0110
舞鶴警察署	624-0853	舞鶴市南田辺9		0773-75-0110
宮津警察署	626-0041	宮津市字鶴賀2151	0772-25-0110	
京丹後警察署	627-0042	京丹後市峰山町長岡469-1	0772-62-0110	

□事業制度の問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入

京都府建設交通部指導検査課

TEL : 075-414-5225

FAX : 075-414-5183

京都府警察本部交通規制課

TEL : 075-451-9111(内線:5211)

FAX : 075-451-0024

8 電子申請提案フォーム

「京都府ホームページ＞府政情報＞府民参画・意見募集＞府民協働型インフラ保全事業＞令和5年度府民協働型インフラ保全事業の提案について（1次募集）」にて掲載しております。

(<https://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/teian.html>)

なお、30分程度の時間が経つと時間切れになり、最初から入力やり直しになりますので、時間切れになる可能性がありますら、必ず一時保存いただきますようお願いします。



令和5年度府民協働型インフラ保全事業の提案について（1次募集）
(<https://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/teian.html>)